

生活道路⁽¹⁾での自動車の 法定速度⁽²⁾が時速60キロから 時速30キロに引き下げ!

(1)ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことをいう。
(2)法定速度…道路標識または道路標示による最高速度の指定がない道路での最高速度。



■法定速度が時速60キロのままの道路

- ①道路標識または道路標示(道路標識等)による中央線または車両通行帯が設けられている一般道路
- ②道路の構造上または柵などの工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ③高速自動車国道のうち、本線車道(非分離車線区間を除く)およびこれに接する加速車線・減速車線以外のもの
- ④自動車専用道路

■法定速度が時速30キロとなる道路

- 左記の①～④の道路以外の一般道路
→中央線や車両通行帯、中央分離帯などがない一般道路(=生活道路)

★道路標識等により最高速度が指定されている道路では、その指定された速度が最高速度となります。

※例えば、道路標識等により最高速度が時速40キロと指定されている生活道路の最高速度は、時速30キロではなく時速40キロとなります。



法定速度以内であっても、その場の道路交通状況に応じ、安全な速度で走行しましょう

自転車を追抜くときは、 しっかり安全を確保しましょう

自動車等(自動車、一般原動機付自転車)は、自転車等(自転車、電動キックボードなど)を追抜く場合に自転車等との間に十分な間隔がないときは、その間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。

罰 則 3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金

違反点 2点(歩行者等側方安全通過義務違反)

反則金 大型・中型・準中型 9,000円 普通 7,000円
二輪 6,000円 原付等(小特・一般原付) 5,000円



自転車や電動キックボードなどを追抜くときは、**少なくとも1メートル程度**間隔を空け、その間隔を確保できない場合には、**時速20～30キロ程度**で運転しましょう。

※上記はあくまで目安です。「十分な間隔」や「間隔に応じた安全な速度」は、走行状況や道路状況、交通状況などによって異なります。

下野警察署・下野地区交通安全協会
下 野 市 ・ 上 三 川 町



夜間の その横断、危険です!

事故の特徴と事故防止のポイント



歩行者 横断後半の事故が多い!!



事故防止の
ポイント

◆特に左から近づいてくる車があるときは、その車が通りすぎるまで待ちましょう。

歩行者 走り去った車の直後横断による事故が多い!!



事故防止の
ポイント

◆右からの車が通りすぎてもすぐに渡らず、左からくる車の有無も確かめましょう。

自転車 昼間に比べて信号がある交差点で自転車事故が多発!!



事故防止の
ポイント

◆青信号でも油断せず、特に右・左折車の有無をしっかり確かめて通行しましょう。

自転車 無灯火自転車の事故が少なくない!!



事故防止の
ポイント

◆夜間は必ずライトをつけ、自分の存在をドライバーにアピールしましょう。

夜間は
反射材を
活用!



●車のドライバーからは歩行者がよく見えない



●ライトの光を反射して自分の存在をアピール

© 2017 FONT ●このチラシの印刷内容の無断転載・複製複製を禁じます。(インナーシート上の写真を含む)

© 2017 046202562787

下野警察署・下野地区交通安全協会
下野市・上三川町

